

美瑛町健幸ポイント事業管理・運営業務仕様書

1 業務名

美瑛町健幸ポイント事業管理・運営業務

2 業務目的

本業務は、I o Tの活用やI C T化を進めることにより、健康を「見える化」し個々の健康意識を高め、町民全体が主体的に健康づくりに取り組むことで、誰もが自然と健幸になれるまちづくりを推進していくために必要な環境を整備することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 事業概要

美瑛町健幸ポイント事業は、健康増進につながる各種イベント等への参加、体組成や歩数等の測定データの変化に応じてポイントを付与し、到達ポイントに応じた美瑛町電子地域通貨（Beコイン）に交換できる仕組みを構築し、ヘルスリテラシーの向上や生活習慣の改善を促す事業である。

本業務委託は、本事業で使用する電子システム等の構築及び運用保守、健康行動によりポイントが付与される仕組みの提供、インセンティブの企画調整及び本事業のプロモーション活動並びにそれらに付随する業務を実施するものである。

(1) 事業対象

20歳以上の美瑛町民（令和7年9月末 対象：8,084人）

(2) 想定する対象者数

令和8年度 200人

5 委託業務内容

次の（1）から（5）の業務を行うものとする。

(1) 健幸ポイント事業にて使用するアプリ・機器の提供

① アプリの提供

参加者の運動、健康に関する取組について測定・集計し、ポイントとして付与ができるアプリを提供。（以下の条件を満たすこと。）

ア スマートフォン利用者を想定し、参加者が無料（通信料を除く。）でダウンロードできるiOS版、android版に対応しているものとする。ただし、アプリケーションの利用を希望しない場合、歩数等測定し記録できる機器を用意すること。

イ 使いやすさ、見やすさにおいて、スマートフォンに不慣れな方にも配慮されたも

のであること。

ウ 参加者間での歩数において個人で大きな差がでないアプリを提供すること。また、測定・集計の精度について参加者間の公平性を担保するものを提供すること。

エ 歩数や獲得ポイント、取組み、健康状態の記録等について、過去の履歴や現在の情報を詳細に確認ができること。

オ 体組成、血圧の測定結果が反映できるものであること。

② 機器の提供

以下の機能を有する機器を提供すること。

ア 身体の状態を測定できる機器。体重、筋肉量や脂肪量を測定する体組成計と血圧、脈拍等を測定する血圧計と血圧計設置に伴う架台、椅子等。体組成計、血圧計については、町内の2か所の活動拠点に設置すること。

イ 上記の機器は①のアプリと連動し又は歩数等のデータが反映され、測定データに対してポイントの付与及び記録ができるものであること。

ウ 上記機器で測定したデータは、参加者自身が容易に自身の身体状況を確認することができ、かつ町においても測定データを把握し分析できる仕組みを構築すること。

(2) 健幸ポイント事業に係るシステム構築

① ポイント付与における仕組みの構築

本町の実情に即したポイントの設定、アプリや機器を使用したポイント付与のシステムを構築すること。

② 自治体の管理に関する仕組みの構築

ア 取組状況の確認やポイント獲得状況の把握等、各参加者の状況について確認ができる仕組みを構築すること。

イ 確認作業は本町の職員用端末で行うことを想定した上で、情報のセキュリティが担保されるものであること。

③ ポイント交換の仕組みの構築

ア 貯めたポイントを美瑛町電子地域通貨「Beコイン」に交換するための仕組みを構築すること。

イ ポイント交換の設定については、あらかじめ本町と協議の上決定するものとする。

④ 会員専用のWEBサイトの構築

事業参加者専用のWEBサイトを構築し、WEB申込みの仕組みを構築すること。

⑤ その他

運用に関する助言・協力・支援・ツールの提供・問合せの対応・トラブル対応等を行うこと。

(3) 広報等事業周知支援

① 広報媒体等の作成

ア 事業の周知を目的とした以下のチラシ等を作成し、PDF形式のデータを併せて納品すること。

納期については、いずれも令和8年1月31日とする。

(ア) ポスター

- ・規格 A2版フルカラー コート紙
- ・数量 50部以上

(イ) チラシ

- ・規格 A4版フルカラー コート紙
- ・数量 6,000枚以上

イ デザインは受託者で作成し、あらかじめ町に確認を得ること。

ウ 納品するチラシに使用する著作物の著作権は、受託者の負担において適切に手続を行うこと。

② 利用者向け説明会の実施

ア 初回及び終了時に利用者向けの説明会を開催し、利用者に対してのサポートを実施すること。

(ア) 初回時は、各種使用機器やアプリの使い方について説明すること。

(イ) 終了時は、本事業の効果についての報告、今後の健康づくりに向けたアプリ等の活用及び健幸ポイントから地域通貨への交換方法の説明を行うこと。

イ 説明会資料は受託者が用意すること。

③ イベント企画・運営

参加者の意欲が継続できるようなイベントの企画・運営を実施すること。特に、冬期間における運動・活動量確保に向けたイベントを企画し、提案を行うこと。

④ 職員向け説明会の実施

町職員への管理画面等の操作方法研修を実施すること。また、説明会資料は、受託者が用意すること。

(4) 成果品の提出

成果品は下記のとおりとし、紙媒体及び電子媒体により提出するものとする。

① 業務報告書の作成

参加者の各種計測データ及びアンケート等について集計すること。

納品期限：令和9年5月31日

下記事項は必須とする。

ア 参加者属性

男女別年代別参加者数・比率、男女別平均年齢

イ 事業参加前後における健康意識の変容

ウ 各種ヘルスデータから見える事業効果

男女別月別歩数、年代別月別歩数、開始時と終了時の変化量・変化率
身体的変化(体重、BMI、体脂肪率、筋肉量、基礎代謝量)

エ 事業課題整理と分析、事業改善提案

オ アンケート集計結果

② 打合せ記録

納品期限：打合せ終了後30日以内

備考：電子ファイルでの納品とし、PDF形式およびMicrosoft Office 2010 (Word、ExcelまたはPowerPoint)以降の形式とすること。

③ その他

ア 年度途中で、本町が集計を必要とする場合、集計データを提出すること。

イ 受注者は、業務完了後、成果品について本町の検査を受けるものとし、本町から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うこと。

(5) 運用保守

① 運用時間

通年24時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合には、事前に本町へ申し入れること。

② ヘルプデスク

ア 職員向けの問合せには固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とすること。また、電子メールによる問い合わせにも対応すること。

イ 開設時間は、平日午前9時から午後5時までを必須の時間帯とし、それ以上のものは提案によるものとする。

③ セキュリティ対策

ア アクセス状況及び不正アクセスを24時間365日監視し、不正アクセスや情報漏洩対策を適切に実施すること。また、アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合は速やかに本町に報告し、必要であればアクセスログを開示すること。

イ システム内で利用するデータは、データベース上で暗号化を行い保護すること。

ウ システムの脆弱性診断を定期的の実施し、コンピュータウイルス感染への対策を適切に行うこと。

エ データセンターは日本データセンター協会(JDCC)のデータセンターファシリテイスタンダードにおけるティア3相当の基準を満たすこと。

オ 情報セキュリティについて専門的に調査・対応を行う体制を整えること。

④ 障害対応

ア 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。

- イ 障害が発生した場合には速やかに本町に報告し、早期復旧を図ること。
- ウ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを1日複数回保存し管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

⑤ システム保守

- ア システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を適宜実施すること。
- イ クライアントOSやWebブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。
- ウ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

5 その他留意事項

- (1) 受託者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏洩等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、本町が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、町と連絡調整を行わなければならない。また、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、町の求めに応じて業務状況の報告を行うこと。
- (5) 著作権をはじめとする本業務の成果品における一切の権利は町に帰属すること。
- (6) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された場合は、受託者は速やかに町が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書の内容に関し疑義が生じたときは、別途本町と受託者、双方協議の上、決定すること